

地球規模課題対応 国際科学技術協力プログラム (SATREPS)について

独立行政法人国際協力機構
国際科学技術協力室
お問い合わせは eigst@jica.go.jp

2011.10

国際協力機構

1. 事業の枠組み

国際協力機構



1-1 科学技術外交とODA

研究交流・共同研究
(科学研究費など)

JICAにおける
科学技術協力

国際協力(ODA)

開発途上国
の成長段階

従来の国際協力と研究交流・共同研究を結びつける
方策が必要→科学技術協力の実施へ

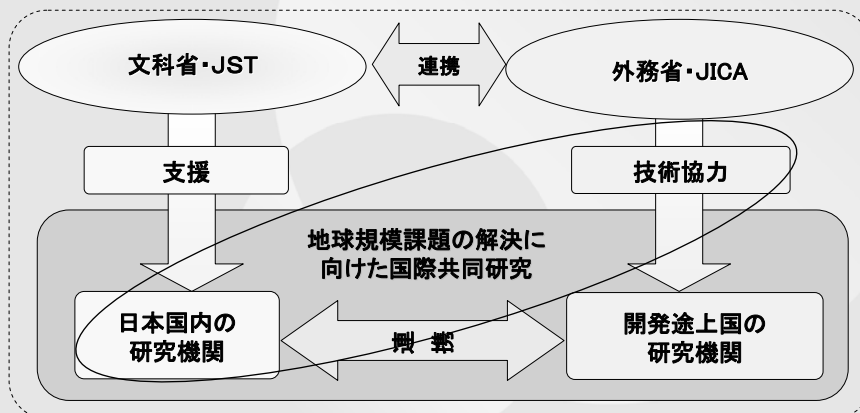
国際協力機構

3



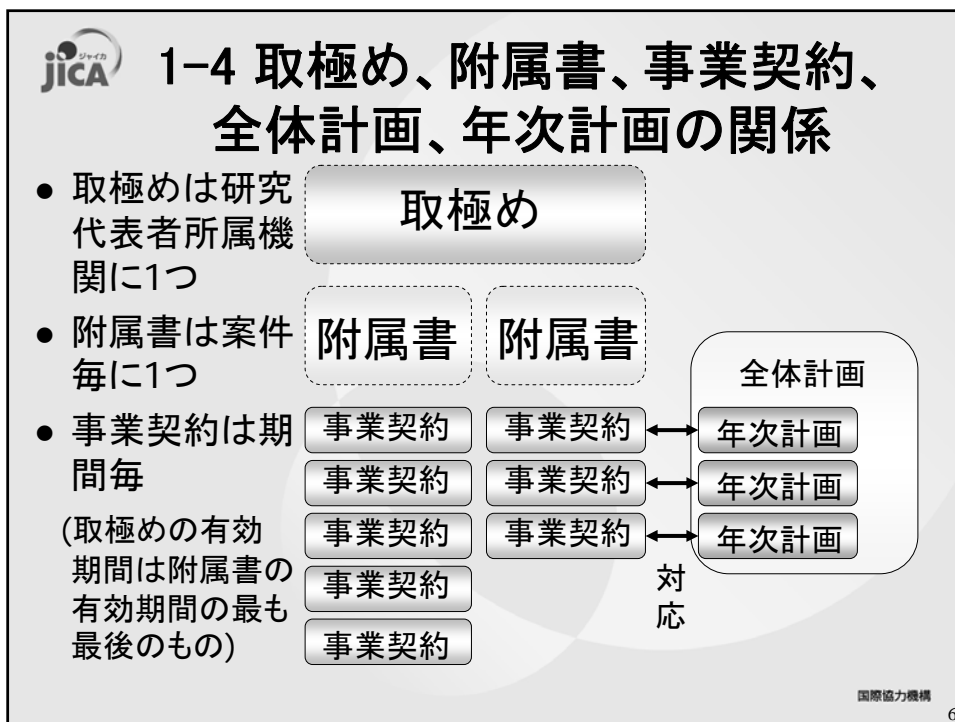
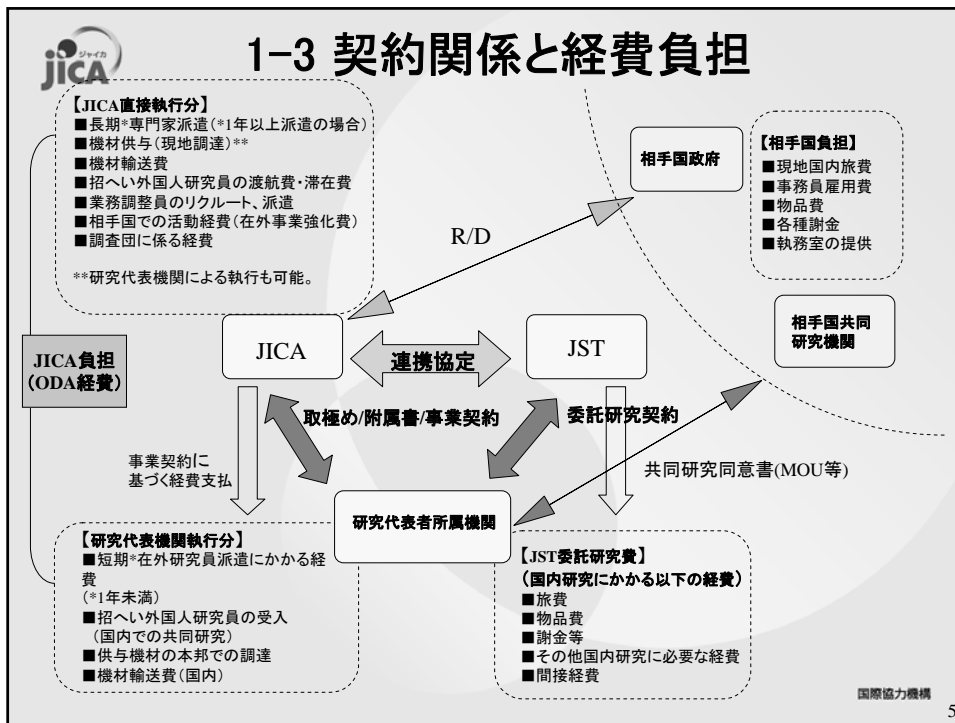
1-2 枠組み

JICAとJSTが連携して、地球規模の諸課題を対象とする
途上国との国際共同研究を推進(JICAと研究代表者所
属機関は技術協力プロジェクトを共同事業として実施)



国際協力機構

4



1-5 取極めの締結

- 研究代表者所属機関とJICAは共同事業を実施するための基本的事項に関する「取極め」を締結します。
(双方の責務、知的財産権、安全配慮、秘密の保持、損害責任等)
- 取極めは研究代表者所属機関に一つです。既に取り極めがなされている研究代表者所属機関では不要です。(別途「附属書」を作成します。)

1-6 全体計画と年次計画

科学技術協力は
研究代表者所属機関とJICAとの共同事業



- 事業開始にあたり、予め双方協議のうえ、予算を含む全体計画及び年次計画を策定します。
- また、半期ごとの事業の進捗に合わせて当該計画を見直します。

1-7 事業契約

- 研究代表者所属機関とJICAは事業契約を締結します。
- 事業契約は複数年度契約も可能となっておりますので、必ずしも国の会計年度に合わせる必要はありません。

* 契約の末日は年度末をお避けいただくことをご検討願います。

- 本邦における経費の執行は、原則として研究代表者所属機関が当該機関の諸規程により行い、経費の執行及び経費の額の確定に関する責任を有します。なお、JICAは、研究代表者所属機関の規程を取極め締結後に確認します。

* 現地における経費(機材調達及び活動経費)は基本的にJICAがJICA基準により執行していますが、希望される場合には研究代表者所属機関により直接執行いただく場合もあります。

2. 経 費



2-1 JICA事業経費・JST研究経費

- JICA事業経費:年間6千万円程度上限【間接経費は措置していません】
(期間中総額で1.8億円(3年間)~3.0億円(5年間)程度)
- * JICAが執行する経費も含まれます(ただし、調査団及び業務調整員の経費を除く)。
- ** 予算状況等により変更・調整が必要となる場合があります。
- JST研究経費:年間3,800万円程度【間接経費を含む】
(5年計画であれば総額1.9億円程度)

経費	JST	JICA
日本国内での研究費	●	
相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	●(注1)	
相手国内での研究費	▲(注2)	●(注3)
相手国からの招へい旅費		●
日本と相手国間の旅費		●

JICAとJST
からの経費で
執行可能な
経費の分類

- (注1) 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。
(注2) 相手国においてJICAが負担できない研究費のうちJST委託研究費で負担可能なものに限ります。
(注3) 相手国内での研究費には、日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます。

国際協力機構

11



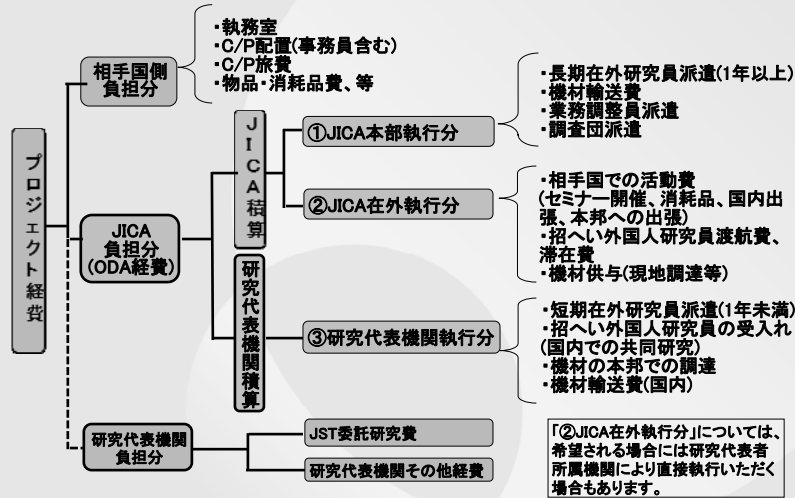
2-2 JICA事業費について

- 各課題(案件)のJICA経費の総額は、条件付採択後に実施する詳細計画策定調査以降に、事業内容に基づき、相手国側の自主性も考慮したうえで決定されます。
- 相手国側研究機関と合意した討議議事録(R/D: Record of Discussion)及びR/D内容を踏まえた全体計画又は年度計画に基づき、本事業の趣旨である国際共同研究を目的とした活動に係る経費に対してのみ支出することができます。

国際協力機構

12

2-3 経費負担



2-4 研究代表機関が管理する経費

- (1) 在外研究員派遣費
 - ・日本から短期派遣される研究者の航空賃、旅費
- (2) 招へい外国人研究員受入費
 - ・「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」を準用し計算した額
 - ・研究代表機関及び共同研究機関以外の者による技術移転教育に関する経費
- (3) 機材費
 - ・相手国に供与される機材の購入経費
- (4) 業務諸費
 - ・事務経費等(JICAが定める額)

2-5 相手国負担の原則

- ODA事業では、相手国側の自助努力や案件終了後の自立発展性を重視し、原則相手国側負担としている経費があります。このため、必要な経費の全てをJICAが支援するのではなく、相手国側の自助努力を促していく必要があります。

例

- 1) 相手国研究機関研究者及び関係者並びに当該研究機関が直接雇用している人員にかかる経費
 - 2) 相手国側研究機関との活動拠点となるプロジェクト事務所の借上費
 - 3) 相手国側研究機関研究者及び関係者による通常業務や研究上必要な相手国内出張にかかる交通費・旅費(日当・宿泊費)
 - 4) 日本側研究者が関与しない、相手国側研究機関のみで実施される研究活動に使用される備品・消耗品及び設備費
- * なお、研究に必要な設備・資機材についても、相手国側による負担や既存の設備・資機材の活用を求め、真に必要な支援に絞り込みます。

2-6 留意点(1) 経費執行

- 本邦における経費の執行は、原則として研究代表者所属機関が同機関の諸規程に基づき行います。JICAは事業契約期間の半期ごとに概算前払いできます。前期分概算払いは契約金額の50%が上限です。
- 在外における経費の執行は、原則としてJICAがプロジェクトサイトの業務調整員を通じて、JICA規程に基づき行います。
- 精算は事業契約ごとに行います。証拠書類(原本)の管理・保管は研究代表者所属機関とし、JICAに対する精算報告においては、当該書類の原本証明を付した証拠書類の写しを提出いただきます。

2-7 留意点(2) 人件費と間接費

- 本事業はJICA/JSTと本邦研究機関との共同事業として国際共同研究を行うものであり、国内経費はJSTが支援、海外経費はJICAが支援



- 日本側研究者の所属先に対する人件費補てんについては、JICAから措置できません。
また、間接費についても、JICAからは措置しておりません。

参考資料

(参考) 技術協力プロジェクトとは

- JICAが海外で実施する中心的な事業のひとつで、現場の状況に応じたオーダーメイドの協力計画を相手国と共同で作成し、日本と途上国の知識・経験・技術を活かして、一定の期間内でも問題解決していく取り組み
- JICAの「専門家の派遣」「研修員の受入れ」「機材の供与」という3つの協力手段(協力ツール)を組み合わせ、一つのプロジェクトとして一定の期間に実施される事業
- 一定の成果を一定の期限内に達成することを目的として、予め合意した協力計画(目標、成果、活動、投入をプロジェクトデザインマトリックス(PDM)に整理)に基づき、一体的に実施、運営される
- ✓ 成果とそれを実現するための活動及び投入の因果関係は明確かつ論理的である必要
- 評価5項目: 妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性

(参考) 技術協力プロジェクトの特徴

- ✓ **オーナーシップを尊重した協力**
協力を必要としている途上国が、JICAの協力活動が終わった後も、経済と社会の「自立」と「発展」を自分たちの力で続けていくためには、あくまでその国が主体性(オーナーシップ)を発揮することが重要
- ✓ **共同事業である**
日本人による一時的な作業効率性より、持続性、自立発展性を重視した共同作業を中心に実施し、相手国必要経費の安易な負担を避ける
- **現地に適した技術協力**
現地のノウハウと日本の技術の融合による、適正技術を心がける
- ✓ **制度改革と組織強化**
人への技術指導・移転だけではなく、技術が浸透し継続されるためのキャパシティ開発についての配慮が必要
- **大局的な視点からのプロジェクト**
地域的・部分的活動以外にも、国や社会全体が抱える問題やニーズ把握のための調査とプロジェクト継続が必要

(参考) 技術協力プロジェクトの目的

- 人的能力の向上(技術・ノウハウ・意欲・態度などの移転・共同開発等)
- 組織体制強化を支援(施設、組織の整備等)
- 運営管理能力の向上(チームワーク、予算の確保、制度等)
- 事業を独自に効果的に持続できる体制の確立



キャパシティ・ディベロップメントに留意

留意事項

留意事項 (1)

- 相手国研究機関と十分に協議する。
- 相手国に対する資金供与ではない。
- 相手国研究機関の状況をよく調べる。
- 本邦研究機関にも負担がある。
事務方ともよく調整する。
- 相手国内の要請提出締切がある。

留意事項 (2)

- 社会実装の構想やそれに至る道筋を明確に説明する。
- 現地へ行って調整する際には、大使館やJICA事務所にも必ず立ち寄り、案件内容などを説明、情報共有する。

ご静聴ありがとうございました。